証券コード 1951
平成21年 6 月 3 日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社 協和エクシオ
代表取締役社長　石　川　國　雄

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか（47頁から49頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成21年 6 月22日（月曜日）営業時間終了時（午後 5 時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成21年６月23日(火曜日)午前10時

2. 場　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル　地下２階　ボールルーム
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項
1. 第55期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に退職慰労金贈呈の件
第６号議案　取締役賞与支給の件
第７号議案　取締役および監査役の報酬等改定の件
第８号議案　従業員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

○　本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○　株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.exeo.co.jp）において掲載することによりお知らせいたします。

○　昨年まで株主総会終了後に株主の皆様との懇談会を開催しておりましたが、昨今の経済情勢を勘案し、その開催を見送らせていただくことになりました。何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

1.　当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融・経済危機の中で、輸出産業を中心とする製造業の急激な業績悪化や、株式・不動産市況の大幅な下落、個人消費の冷え込みなどが見られ、景気が急速に後退しました。

情報通信分野におきましては、「活力あるユビキタスネットワーク社会の実現」に向けて、ICT産業の国際競争力の強化や通信・放送分野での規制緩和などの政府による改革が戦略的に推し進められており、情報通信サービスのブロードバンド化・ユビキタス化が引き続き進展するとともに、固定と移動、通信と放送の融合が加速しております。また、地域経済活性化に向けた自治体による情報通信基盤の整備も着実な拡がりを見せております。固定通信分野では、アクセス網の光化が進展し、既存固定電話から光IP電話への移行が本格化しており、NTTグループにおいては高品質・高セキュリティを担保した次世代ネットワーク（NGN）の構築が進められております。また、移動通信分野では、サービスの多様化・高度化に向けたHSPA・WiMAX等の高速無線通信網の構築が進められております。しかしながら一方では景気後退により企業のIT投資は減速しております。

このような事業環境のもと、当社グループは「地歩を固め“新たな飛躍への挑戦”」をスローガンに、経営基盤強化による一層の企業価値増大を目指してまいりました。エンジニアリングソリューション事業においては、積極的な営業活動・全国営業施工体制の強化による業容拡大、企画・設計および運用・保守などの施工の上流下流への事業領域拡大、施工現場のリアルタイム・マネジメントなどの効率化を図ってまいりました。システムソリューション事業においては、付加価値・競争優位性のある領域に経営資源を集中し、業容拡大・新規顧客開拓に努めてまいりました。また、前連結会計年度に更改した社内システムの活用による業務の効率化、グループ内での不動産の共同利用・人的交流・人材育成支援などによるシナジー効果の発揮、およびモニタリング制度による利益管理の徹底に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は2,862億３千３百万円（前期比96.1％）、完成工事高は2,880億１千７百万円（前期比

100.1%）となりました。損益面につきましては、営業利益は188億７千１百万円（前期比115.1％）、経常利益は194億８千９百万円（前期比113.3%）となりましたが、投資有価証券評価損を特別損失として計上したこと等により、当期純利益は93億８千８百万円（前期比87.9%）となりました。

当社グループの事業別の営業概況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	受注高	完成工事高	次期繰越高
	(%)	(%)	(%)
エンジニアリングソリューション	273,391(96.9)	274,962(101.0)	81,846(98.1)
通信インフラ	245,638(98.8)	246,533(102.7)	51,822(98.3)
環境・社会インフラ等	27,752(82.8)	28,429(88.2)	30,023(97.8)
システムソリューション	12,842(81.0)	13,054(83.8)	1,135(84.3)
合計	286,233(96.1)	288,017(100.1)	82,982(97.9)

（注）1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ( )内数値は、前期比であります。

① エンジニアリングソリューション

NTTグループを始めとする通信事業者からの受注はNGN関連のネットワーク工事および移動通信工事など堅調に推移しましたが、環境・社会インフラ等の減少により、受注高は減少しました。完成工事高は、前連結会計年度からの繰越工事および当連結会計年度受注工事が順調に完成したことにより、増加しました。

② システムソリューション

通信事業者向けなどの受託ソフト開発は堅調に推移しましたが、昨今の景気後退の影響により企業のIT投資が減少したため、受注高、完成工事高とも減少しました。

(2) 対処すべき課題

情報通信分野におきましては、ユビキタスネットワーク社会の形成に向け、引き続きブロードバンドサービスの拡大が進展するとともに、固定と移動、通信と放送の融合や、情報家電・SaaS・クラウドコンピューティング等インターネットを活用した新たな通信サービスの拡大、通信技術の多様化・高度化が想定されます。また、NTTグループによるNGNの本格展開や、光アクセス網の整備、移動通信の3Gから3.9G（LTE）への進展に代表されるように、様々な通信事業者による多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスの展開により、安定した設備投資の継続が見込まれます。一方、企業のIT投資は、景気後退の影響により、引き続き低水準での推移が懸念されます。

このような事業環境のもと、当社グループは「エクシオグループトータルの経営強化による成長基盤の確立」を目指し、「安全・品質・コスト・納期」の改革・改善、「協力する企業文化」創造のためのコネクションカルチャーの浸透、各種施策のスピードアップによる成果の定着化に取り組んでまいります。

情報通信サービスの多様化・高度化に対応する技術者育成・確保を図るとともに、安全確保・品質向上による顧客満足度の向上、全国営業施工体制の強化、施工の上流下流への事業領域拡大など、業容拡大へ向けた取組みを推進してまいります。また、グループ内の資本関係強化等により経営の効率化を図るとともに、不動産の共同利用、人材リソースの効率的活用など、さらなる利益体質の作り込みに取り組んでまいります。

さらに、会社法や金融商品取引法にもとづく内部統制が有効に機能するための体制を適切に運用することにより、業務の有効性・効率性および財務報告の信頼性を引き続き確保してまいります。

第56期（平成22年３月期）の連結業績につきましては、受注高は2,845億円（前期比99％）、完成工事高は2,840億円（前期比99％）、営業利益は164億円（前期比87％）、経常利益は169億円（前期比87％）、当期純利益は97億円（前期比103％）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は35億5千9百万円で、その主なものは技術センタ用地の取得および新築等によるものであります。

なお、当連結会計年度後である平成21年４月16日に、事務所経費の節減および業務の効率化を目的として、東京都大田区にオフィスビルを72億円で取得いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 52 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第 53 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第 54 期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第 55 期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
受　注　高（百万円）	281,230	305,624	297,899	286,233
完成工事高（百万円）	278,869	303,537	287,744	288,017
経　常　利　益（百万円）	15,278	21,117	17,203	19,489
当期純利益（百万円）	9,174	11,023	10,685	9,388
1株当たり当期純利益　（円）	81.94	100.33	98.42	88.50
総　資　産（百万円）	162,640	186,485	176,955	179,555
純　資　産（百万円）	75,575	91,136	95,573	101,878

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数にもとづき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
和興エンジニアリング株式会社	909	56.0	通信インフラ 環境・社会インフラ等
大和電設工業株式会社	1,049	56.0	通信インフラ 環境・社会インフラ等 システムソリューション
株式会社カナック	932	50.4	通信インフラ 環境・社会インフラ等

(注) 1. 資本金は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率は、間接所有を含む比率で表示しております。

(6) 主要な事業内容

① エンジニアリングソリューション

情報通信ネットワーク構築の分野で培ってきた技術により、あらゆる通信設備について施工を中心に企画・設計から運用・保守までの一元的なサービスを提供するとともに、保有するあらゆる技術を駆使し、通信に関する総合的なソリューションを提供しております。

また、土木環境技術、電気設備技術等とIT技術、ネットワーク技術等を融合させ、廃棄物の処理プラントや電線共同溝、オフィスビル・マンションの電気空調設備など社会インフラに関する付加価値の高いソリューションを提供しております。

② システムソリューション

通信システムならびに官公庁、金融系大規模システムの受託ソフト開発、およびアプリケーション統合、課金システム等ソフトウエアのコンサルティングから提案、設計、構築および運用・保守まで一貫したソリューションを提供しております。

(7) 主要な事業所

当社	本　　社：東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号 西日本本社：大阪市西区京町堀三丁目6番13号 支　　店：北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、千葉支店（千葉市）、北関東支店（水戸市）、南関東支店（横浜市）、甲信支店（甲府市）、東海支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、北陸支店（金沢市）、四国支店（高松市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）他7支店 営業所：新潟営業所(新潟市)他19営業所 海外駐在事務所：タイ駐在事務所(バンコク市)、フィリピン駐在事務所(マニラ市)
子会社	和興エンジニアリング株式会社（本社）：東京都港区芝五丁目12番13号 大和電設工業株式会社（本社）　：宮城県仙台市太白区長町五丁目3番20号 株式会社カナック（本社）　：香川県高松市三谷町136番地

(8) 従業員の状況

① 当社グループの状況

従業員数	前期末比増減
名 7,334	名 増43

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減
名 3,466	名 増68

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　300,000,000株

(2) 発行済株式の総数　117,812,419株（うち自己株式11,752,170株）

(3) 株主数　7,419名（前期末比753名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４Ｇ)	9,497	8.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,647	7.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,193	6.95
古河電気工業株式会社	5,767	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口)	5,766	4.89
富士通株式会社	3,594	3.05
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託フジクラ口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	2,930	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｂ口)	2,800	2.38
株式会社みずほ銀行	2,688	2.28
協和エクシオ従業員持株会	2,102	1.78

(注)　当社は、自己株式を11,752千株保有しておりますが、上記の表には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

発行決議日	平成19年６月25日
保有人数と個数	20名　206個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	206,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,489円
新株予約権の行使期間	平成21年７月１日から平成23年６月30日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社取締役の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権等に関する重要な事項

① 旧商法にもとづき発行した新株予約権の保有状況

発行決議日	平成17年6月28日
新株予約権の数	384個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	384,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,002円
新株予約権の行使期間	平成19年7月2日から平成21年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役の地位を喪失（死亡による場合を含む。）した場合、新株予約権は失効します。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

② 会社法にもとづき発行した転換社債型新株予約権付社債

発行決議日	平成18年7月13日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,441,193株
新株予約権の行使時の払込金額	1,777円
新株予約権の行使期間	平成18年8月14日から平成23年7月15日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。

③ 会社法にもとづき従業員等に交付した新株予約権の状況

発行決議日	平成19年6月25日
保有人数と個数 当社従業員 当社子会社の取締役	 117名　404個 16名　80個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	484,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,489円
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社従業員または当社子会社の取締役の地位にあることを要します。ただし、当社従業員が定年退職した場合、当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

（注） 当社従業員には、当社子会社の取締役を兼ねている者を含んでおります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
髙島征二	代表取締役会長	
石川國雄	代表取締役社長	
酒井輝隆	専務取締役NTT営業本部長	
鈴木喜晶	常務取締役財務部長	
杉田裕次	常務取締役ドコモ事業本部長 兼同本部ドコモ営業本部長	
上野谷拓也	常務取締役ITソリューション事業本部長 兼研究開発センタ所長	
髙橋勝巳	常務取締役西日本本社代表 兼関西支店長	
嶋本昭洋	常務取締役グループ事業推進担当	
渡邉隆之	常務取締役通信ネットワーク事業本部長	
矢挽晃	常務取締役経営企画部長	
多田彰吾	取締役CE事業本部長	
堀邊豊	取締役土木事業本部長	
小出範夫	取締役監査部長	
八木剛	取締役ITソリューション事業本部副本部長 兼同本部NI本部長	
庄司修	取締役安全品質管理本部長	
西野成一	取締役ネットワークエンジニアリング本部長	
髙橋輝幸	取締役アクセスエンジニアリング本部長	
長尾達則※	取締役通信ネットワーク事業本部通信営業本部長	
津田俊雄※	取締役西日本本社副代表 兼NTT営業本部西日本NTT本部長	
新矢邦彰※	取締役環境システム事業本部長 兼事業開発部長	とちぎエコクリーンサービス株式会社代表取締役社長 株式会社八幡平エコクリーン代表取締役社長
池田定雄	常勤監査役	
岩田光昭※	常勤監査役	
川上正幾	監査役	
山下東洋彦	監査役	
小野壽久	監査役	

(注) 1. 監査役川上正幾、同山下東洋彦、同小野壽久は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 上記※印の取締役および監査役は、平成20年６月23日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 常勤監査役池田定雄は、当社財務部長を歴任するなど財務および会計に関する知見を有するものであります。
4. 監査役山下東洋彦は、金融機関において役員として経営に関与するなど財務および会計に関する知見を有するものであります。

5. 監査役小野壽久は、通信業界において経理担当役員を歴任するなど財務および会計に関する知見を有するものであります。
6. 平成20年７月１日付をもって､取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

氏　　名	新	旧
杉　田　裕　次	常務取締役ドコモ事業本部長 兼同本部ドコモ営業本部長	常務取締役移動通信事業本部長 兼同本部ドコモ営業本部長

7. 上記のほか当事業年度中に辞任した取締役
　取締役　田　中　軍　治　平成20年６月23日
　取締役　岩　田　光　昭　平成20年６月23日
　取締役　高　増　繁　利　平成20年６月23日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役　23名　469百万円
監査役　５名　45百万円（うち社外監査役３名　18百万円）

（注）1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成20年６月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役３名を含めております。
3. 上記報酬等の額には役員退職慰労引当金繰入額、ストックオプションによる報酬額および第55回定時株主総会において決議予定の取締役賞与を含めております。

(3) 社外監査役に関する事項

① 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
川　上　正　幾	当事業年度開催の取締役会14回中14回に、監査役会14回中14回に、また、その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧を含め取締役の職務執行を監査するなど業務監査の観点から必要な発言を行っております。
山　下　東洋彦	当事業年度開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会14回中14回に出席し、金融業界において役員として経営に関与した豊富な経験にもとづき、取締役の職務執行を監査するなど業務監査の観点から必要な発言を行っております。
小　野　壽　久	当事業年度開催の取締役会14回中14回に、また、監査役会14回中14回に出席するほか、子会社の往査に立ち会い、財務および会計に関する専門的知識にもとづき、取締役の職務執行を監査するなど業務監査の観点から必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額　67百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　142百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には株主総会に当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役及び従業員が法令、社内規則及び社会理念を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定めるとともに、リスクの未然防止と早期解決のための内部通報制度を設置する。

また、社会の秩序や安全の脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り保存及び管理を適正に実施するとともに、監査役からの閲覧請求には速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部門が実施すべき施策を策定し、取締役会の承認を得て業務遂行に当たる。代表取締役社長をはじめ取締役は、各種会議を活用し、円滑な業務遂行のための情報交換、指示・支援を行うとともに、社内システムを活用した事業計画の進捗管理を行い、取締役会において定期的にレビューを実施する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業としての業務の適正を確保するための部門を設置し、円滑な業務運営に努めるとともに、内部監査部門によりグループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員を設置する場合は、業務執行から独立した専属の組織を設けるとともに、当該従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告の体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会報告規程に則り、適時、適切に監査役会へ報告するとともに、監査役に対して、取締役及び従業員から適宜ヒアリングを実施する機会を設ける。

連結貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**126,317**	**流動負債**	**54,263**
現金預金	6,317	支払手形・工事未払金	28,729
受取手形・完成工事未収入金	72,127	未払費用	9,057
有価証券	20,001	未払法人税等	5,120
未成工事支出金等	21,097	未成工事受入金	5,087
繰延税金資産	4,227	賞与引当金	449
その他	2,748	役員賞与引当金	193
貸倒引当金	△202	完成工事補償引当金	369
固定資産	**53,238**	工事損失引当金	214
有形固定資産	**38,138**	その他	5,041
建物・構築物	12,239	**固定負債**	**23,413**
機械・運搬具 工具器具備品	1,472	転換社債型新株予約権付社債	15,000
土地	23,333	退職給付引当金	5,515
その他	1,092	役員退職慰労引当金	736
無形固定資産	**3,244**	投資損失引当金	283
投資その他の資産	**11,854**	繰延税金負債	723
投資有価証券	5,440	負ののれん	204
長期貸付金	1,266	その他	949
繰延税金資産	701	**負債合計**	**77,677**
その他	7,115	（純資産の部）	
貸倒引当金	△2,670	**株主資本**	**95,537**
		資本金	**6,888**
		資本剰余金	**5,959**
		利益剰余金	**91,184**
		自己株式	**△8,494**
		評価・換算差額等	**250**
		その他有価証券評価差額金	**250**
		新株予約権	**181**
		少数株主持分	**5,908**
		純資産合計	**101,878**
資産合計	**179,555**	**負債純資産合計**	**179,555**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		**288,017**
完成工事原価		**251,056**
完成工事総利益		**36,960**
販売費及び一般管理費		**18,088**
営業利益		**18,871**
営業外収益		**1,232**
受取利息	266	
受取配当金	173	
負ののれん償却額	266	
その他	525	
営業外費用		**615**
支払利息	18	
貸倒損失	103	
為替差損	262	
その他	231	
経常利益		**19,489**
特別利益		**277**
固定資産売却益	126	
投資有価証券売却益	151	
特別損失		**3,006**
減損損失	166	
固定資産除却損	175	
貸倒引当金繰入額	909	
投資有価証券評価損	1,754	
税金等調整前当期純利益		**16,759**
法人税、住民税及び事業税		**6,849**
法人税等調整額		**1,133**
少数株主損失		**△612**
当期純利益		**9,388**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
平成20年３月31日残高	**6,888**	**5,953**	**84,023**	**△8,438**	**88,427**	**293**	**293**	**77**	**6,774**	**95,573**
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当			△2,228		△2,228					△2,228
当期純利益			9,388		9,388					9,388
自己株式の取得				△75	△75					△75
自己株式の処分		5		19	25					25
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△42	△42	103	△866	△805
連結会計年度中の変動額合計	**―**	**5**	**7,160**	**△56**	**7,110**	**△42**	**△42**	**103**	**△866**	**6,305**
平成21年３月31日残高	**6,888**	**5,959**	**91,184**	**△8,494**	**95,537**	**250**	**250**	**181**	**5,908**	**101,878**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　：43社

主要な連結子会社の名称　：和興エンジニアリング㈱
大和電設工業㈱
㈱カナック

（2）主要な非連結子会社の名称　：旭電話工業㈱

連結の範囲から除いた理由　：非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2.　持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数　：持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

（2）持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称　：旭電話工業㈱

持分法を適用しない理由　：持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　：連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　：移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　：個別法による原価法

材料貯蔵品　：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。

これによる損益の影響は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	:定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。
無形固定資産	:定額法 なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、のれんについては5年にわたる均等償却を行っており、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産	:定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる総資産及び損益の影響は軽微であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	：一部連結子会社における従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
役員賞与引当金	：役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。
完成工事補償引当金	：完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当社グループにかし担保責任のある完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上しております。
工事損失引当金	：受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務については、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしており、数理計算上の差異については、主にその発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	：役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
投資損失引当金	：関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）
1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保に供している資産

建物	151百万円
土地	792百万円
計	944百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	760百万円
長期借入金	27百万円
計	787百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　22,950百万円

3. 保証債務
下記の会社の銀行借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

タイエクシオコーポレーション	67百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	117,812	—	—	117,812
自己株式				
普通株式(注)1,2	11,699	79	27	11,752

(注)1. 普通株式の自己株式数の増加79千株は、単元未満株式の買取りによる増加79千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少27千株は、ストックオプションの行使による減少２千株及び単元未満株式の売渡しによる減少25千株であります。

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月23日定時株主総会	普通株式	1,167	11	平成20年３月31日	平成20年６月24日
平成20年11月14日取締役会	普通株式	1,060	10	平成20年９月30日	平成20年12月５日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月23日定時株主総会	普通株式	1,060	利益剰余金	10	平成21年３月31日	平成21年６月24日

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	903円15銭
１株当たり当期純利益	88円50銭

（重要な後発事象に関する注記）

株式交換による株式会社カナックの完全子会社化について

当社と当社の連結子会社である株式会社カナックは、平成21年５月12日開催の両社取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社カナックを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第３項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行う予定であり、株式会社カナックは平成21年６月19日開催予定の定時株主総会の承認を得て行う予定であります。

（１）株式交換による完全子会社化の目的

当社と株式会社カナックは、四国地方における施工基盤の一層の強化及び経営資源の有効活用によるグループシナジーのさらなる実現等を目的として、当社を完全親会社、株式会社カナックを完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

（２）株式交換に係る割当ての内容

平成21年９月１日を株式交換の効力発生日（予定日）とし、株式会社カナックの普通株式１株につき、当社の普通株式0.2株を割当交付する予定であります。

なお、当社が株式会社カナックの株主に交付する当社の普通株式は、全て当社保有の自己株式を用いるため、新株の発行は行わない予定であります。

貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**105,102**	**流動負債**	**59,388**
現金預金	4,856	支払手形	108
受取手形	285	工事未払金	28,909
完成工事未収入金	58,585	リース債務	15
有価証券	20,001	未払金	1,728
未成工事支出金	14,394	未払費用	6,322
短期貸付金	2,786	未払法人税等	3,836
繰延税金資産	3,109	未成工事受入金	4,114
その他	1,257	預り金	13,140
貸倒引当金	△173	役員賞与引当金	118
固定資産	**44,290**	完成工事補償引当金	354
有形固定資産	**26,486**	工事損失引当金	151
建物・構築物	9,128	その他	589
機械・運搬具	146	**固定負債**	**15,677**
工具器具・備品	844	転換社債型新株予約権付社債	15,000
土地	15,314	リース債務	49
リース資産	61	役員退職慰労引当金	343
建設仮勘定	991	投資損失引当金	283
無形固定資産	**2,871**	その他	0
ソフトウエア	2,661	**負債合計**	**75,066**
その他	210	（純資産の部）	
投資その他の資産	**14,932**	**株主資本**	**73,719**
投資有価証券	3,360	**資本金**	**6,888**
関係会社株式	6,771	**資本剰余金**	**5,959**
長期貸付金	2,180	資本準備金	5,761
破産債権、更生債権等	484	その他資本剰余金	198
長期前払費用	212	**利益剰余金**	**69,366**
前払年金費用	2,526	利益準備金	1,547
繰延税金資産	365	その他利益剰余金	67,819
その他	1,999	固定資産圧縮積立金	173
投資損失引当金	△720	別途積立金	59,500
貸倒引当金	△2,247	繰越利益剰余金	8,145
		自己株式	**△8,494**
		評価・換算差額等	**425**
		その他有価証券評価差額金	**425**
		新株予約権	**181**
		純資産合計	**74,327**
資産合計	**149,393**	**負債純資産合計**	**149,393**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		**231,671**
完成工事原価		**204,183**
完成工事総利益		**27,487**
販売費及び一般管理費		**12,993**
営業利益		**14,493**
営業外収益		**833**
受取利息配当金	535	
受取地代家賃	127	
その他	170	
営業外費用		**695**
支払利息	49	
貸倒引当金繰入額	73	
貸倒損失	72	
関係会社債権放棄損	70	
為替差損	262	
その他	167	
経常利益		**14,632**
特別利益		**219**
投資有価証券売却益	105	
固定資産売却益	114	
特別損失		**2,362**
減損損失	100	
固定資産除却損	133	
投資損失引当金繰入額	720	
投資有価証券評価損	1,407	
税引前当期純利益		**12,489**
法人税、住民税及び事業税		**4,843**
法人税等調整額		**537**
当期純利益		**7,109**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
						その他利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
平成20年３月31日残高	**6,888**	**5,761**	**192**	**5,953**	**1,547**	**134**	**54,630**	**8,173**	**64,485**	**△8,438**	**68,888**
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						41		△41	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—
別途積立金の積立							4,870	△4,870	—		—
剰余金の配当								△2,228	△2,228		△2,228
当期純利益								7,109	7,109		7,109
自己株式の取得										△75	△75
自己株式の処分			5	5						19	25
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	**5**	**5**	—	**39**	**4,870**	**△28**	**4,881**	**△56**	**4,831**
平成21年３月31日残高	**6,888**	**5,761**	**198**	**5,959**	**1,547**	**173**	**59,500**	**8,145**	**69,366**	**△8,494**	**73,719**

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年３月31日残高	**541**	**541**	**77**	**69,508**
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,228
当期純利益				7,109
自己株式の取得				△75
自己株式の処分				25
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△116	△116	103	△12
事業年度中の変動額合計	**△116**	**△116**	**103**	**4,818**
平成21年３月31日残高	**425**	**425**	**181**	**74,327**

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　：決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　：移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　：個別法による原価法

材料貯蔵品　：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。

これによる損益の影響はありません。

2.　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）　：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（2）無形固定資産　：定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、のれんについては５年にわたる均等償却を行っており、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　：定額法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(会計方針の変更)
当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会)、平成19年３月30日改正)) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年３月30日改正)) を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。これによる総資産及び損益の影響は軽微であります。

3. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金　：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 役員賞与引当金　：役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。
(3) 完成工事補償引当金　：完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当社にかし担保責任のある完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金　：受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金　：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしており、数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金　：役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 投資損失引当金　：関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。なお、既投資額までの損失見込分については固定資産に対する控除項目として掲記しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理　：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　13,756百万円

2. 保証債務
下記の会社の銀行借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。
タイエクシオコーポレーション　67百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　3,353百万円
長期金銭債権　2,180百万円
短期金銭債務　28,241百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
売上高　1,015百万円
仕入高　97,801百万円
営業取引以外の取引高　378百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数（千株）
普通株式(注)1,2	11,699	79	27	11,752

(注)1. 普通株式の自己株式数の増加79千株は、単元未満株式の買取りによる増加79千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少27千株は、ストックオプションの行使による減少2千株及び単元未満株式の売渡しによる減少25千株であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	2,133百万円
未払事業税	300百万円
確定拠出年金移行時未払金	406百万円
貸倒引当金	1,194百万円
役員退職慰労引当金	139百万円
会員権等評価損	176百万円
投資損失引当金	408百万円
その他	674百万円
繰延税金資産小計	5,434百万円
評価性引当額	△1,402百万円
繰延税金資産合計	4,032百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△146百万円
固定資産圧縮積立金	△119百万円
その他有価証券評価差額金	△292百万円
繰延税金負債合計	△557百万円
繰延税金資産の純額	3,474百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	3,109百万円
固定資産―繰延税金資産	365百万円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器、工事用車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	699円９銭
１株当たり当期純利益	67円１銭

（重要な後発事象に関する注記）

株式交換による株式会社カナックの完全子会社化について

当社と当社の連結子会社である株式会社カナックは、平成21年５月12日開催の両社取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社カナックを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第３項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに行う予定であり、株式会社カナックは平成21年６月19日開催予定の定時株主総会の承認を得て行う予定であります。

（１）株式交換による完全子会社化の目的

当社と株式会社カナックは、四国地方における施工基盤の一層の強化及び経営資源の有効活用によるグループシナジーのさらなる実現等を目的として、当社を完全親会社、株式会社カナックを完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

（２）株式交換に係る割当ての内容

平成21年９月１日を株式交換の効力発生日（予定日）とし、株式会社カナックの普通株式１株につき、当社の普通株式0.2株を割当交付する予定であります。

なお、当社が株式会社カナックの株主に交付する当社の普通株式は、全て当社保有の自己株式を用いるため、新株の発行は行わない予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月12日

株式会社協和エクシオ
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　恒弘	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	縄田　直治	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社協和エクシオの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和エクシオ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年５月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社カナックを完全子会社とする株式交換の実施を決議し、同日付けで同社と株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月12日

株式会社協和エクシオ
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　沖　　恒弘　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　縄田　直治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社協和エクシオの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年５月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社カナックを完全子会社とする株式交換の実施を決議し、同日付けで同社と株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥に繋がる不備はない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

株式会社協和エクシオ　監査役会

常勤監査役　池田定雄　㊞

常勤監査役　岩田光昭　㊞

社外監査役　川上正幾　㊞

社外監査役　山下東洋彦　㊞

社外監査役　小野壽久　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

利益配分につきましては、業績ならびに今後の事業環境等を勘案しながら財務体質の強化、事業拡大のための投資、自己の株式の取得等を弾力的に考慮しつつ、安定配当を継続していくことを基本方針としております。

上記の方針にもとづき、当期の配当につきましては、１株につき期末配当を10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　10円

総額　　1,060,602,490円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、１株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年６月24日

2.　剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　4,700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　4,700,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年１月５日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第７条につきましては、平成21年１月５日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

(2) 事業環境が激しく変化する中で、迅速かつ的確な意思決定および執行を行うため、執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、取締役の員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所です）

現　行　定　款	変　更　案
（株券の発行）	（削　除）
第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数及び単元未満株式に係る株券の不発行）	（単元株式数）
第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。	第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
２　当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下、「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。	（削　除）
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)～(4)（条文省略）	(1)～(4)（現行どおり）
第11条　（条文省略）	第10条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（株主名簿管理人） 第12条　（条 文 省 略） 2　（条 文 省 略） 3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第11条　（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第13条～第19条　（条 文 省 略）	第12条～第18条　（現行どおり）
（員数） 第20条　当会社の取締役は23名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役は15名以内とする。
第21条～第42条　（条 文 省 略）	第20条～第41条　（現行どおり）
附則	附則
第１条　単元株式数に関する経過措置	第１条　単元株式数に関する経過措置
（条 文 省 略）	（現行どおり）
（新　　設）	第２条　株券喪失登録簿に関する経過措置 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 なお、本条は、平成21年１月６日から起算して１年を経過した時をもって削除するものとする。

（注）　当社は、平成21年５月12日開催の取締役会において、当社現行定款第９条第１項に定める単元株式数を、平成21年７月１日をもって1,000株から100株に変更する旨決議しております。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（20名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
1	高島征二（昭和18年９月14日生）	平成８年６月　日本電信電話株式会社取締役東北支社長 平成11年１月　エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社代表取締役社長 平成14年６月　当社代表取締役専務営業統括本部長 平成15年６月　代表取締役社長 平成20年６月　代表取締役会長（現在）	54,000株
2	石川國雄（昭和23年９月２日生）	平成16年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長 平成19年６月　当社代表取締役副社長　ITソリューション事業本部長 平成20年６月　代表取締役社長（現在）	14,000株
3	酒井輝隆（昭和22年８月20日生）	平成10年７月　株式会社エヌ・ティ・ティ・テレコムエンジニアリング四国代表取締役社長 平成13年６月　当社入社 平成14年６月　取締役技術統括本部アクセスエンジニアリング本部担当部長兼カスタマサービス部準備室長 平成14年７月　取締役技術統括本部カスタマサービス部長 平成16年１月　取締役TE営業本部長 平成16年６月　常務取締役NTT営業本部長 平成19年６月　専務取締役NTT営業本部長（現在）	11,000株
4	鈴木喜晶（昭和23年２月９日生）	平成７年４月　芙蓉総合リース株式会社取締役経営企画室長 平成12年６月　当社入社 平成14年６月　取締役グループ事業推進部長 平成15年６月　取締役経営企画部長兼グループ事業推進部長 平成16年６月　常務取締役経営企画部長 平成19年６月　常務取締役財務部長（現在）	14,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
5	杉田裕次（昭和25年11月4日生）	平成11年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社衛星ビジネス部長 平成13年7月 当社入社 移動通信エンジニアリング本部営業本部長 平成15年6月 取締役移動通信エンジニアリング本部長兼同本部営業本部長 平成17年6月 常務取締役移動通信エンジニアリング本部長兼同本部ドコモ営業本部長 平成20年7月 常務取締役ドコモ事業本部長兼同本部ドコモ営業本部長（現在）	11,000株
6	高橋勝巳（昭和24年2月27日生）	平成14年5月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト中国代表取締役社長 平成17年7月 当社入社 西日本本社副代表兼西日本本社安全品質管理本部長 平成18年6月 取締役関西支店長 平成19年6月 常務取締役関西支店長 平成20年6月 常務取締役西日本本社代表兼関西支店長（現在）	6,000株
7	渡邉隆之（昭和26年5月13日生）	平成16年6月 西日本電信電話株式会社取締役財務部長 平成19年6月 当社取締役通信ネットワーク事業本部長 平成20年6月 常務取締役通信ネットワーク事業本部長（現在）	5,000株
8	矢挽晃（昭和27年7月26日生）	平成16年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社取締役ネットワーク事業部長 平成18年6月 当社取締役経営企画部第一部門長 平成19年6月 取締役経営企画部長 平成20年6月 常務取締役経営企画部長（現在）	4,000株

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役川上正幾氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補充のため監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および当社における地位、担当 （他の法人等の代表状況）	所有する当社株式の数
大　島　英　男 （昭和20年３月５日生）	平成12年６月　日本放送協会総合企画室システム企画局長 平成17年10月　財団法人NHKエンジニアリングサービス理事長 平成20年10月　財団法人NHKエンジニアリングサービス専門委員（現在）	0株

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　大島英男氏は、社外監査役候補者であります。

3.　社外監査役候補者とした理由

大島英男氏につきましては、日本放送協会および財団法人ＮＨＫエンジニアリングサービスの要職を歴任し培われた豊富な経験と幅広い識見を有していることから、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

4.　社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割をより適切に行えるよう、現行定款第40条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である大島英男氏は、選任後、当社との間で会社法第423条第１項に定める責任について、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします上野谷拓也、嶋本昭洋、多田彰吾、堀邊　豊、小出範夫、八木　剛、庄司　修、西野成一、髙橋輝幸、長尾達則、津田俊雄、新矢邦彰の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、執行役員制度の導入に伴い、取締役を退任し、あらたに執行役員に就任する予定の堀邊　豊、八木　剛、庄司　修、髙橋輝幸、長尾達則、新矢邦彰の各氏への贈呈につきましては、執行役員の在任期間が終了した以降に贈呈するものといたします。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
上野谷　拓　也	平成17年６月　取締役 平成19年６月　常務取締役（現在）
嶋　本　昭　洋	平成16年６月　取締役 平成20年６月　常務取締役（現在）
多　田　彰　吾	平成15年６月　取締役（現在）
堀　邊　　豊	平成15年６月　取締役（現在）
小　出　範　夫	平成15年６月　取締役（現在）
八　木　　剛	平成16年６月　取締役（現在）
庄　司　　修	平成16年６月　取締役（現在）
西　野　成　一	平成17年６月　取締役（現在）
髙　橋　輝　幸	平成19年６月　取締役（現在）
長　尾　達　則	平成20年６月　取締役（現在）
津　田　俊　雄	平成20年６月　取締役（現在）
新　矢　邦　彰	平成20年６月　取締役（現在）

第６号議案　取締役賞与支給の件

当事業年度に在任した取締役23名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額118,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第７号議案　取締役および監査役の報酬等改定の件

当社は、役員の成果責任を明確にし、合理性・透明性を高めるために、現行の役員報酬制度の見直しを行い、従来の退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入を含めた報酬等の改定を行うことといたしました。

つきましては、以下の取締役および監査役の報酬等の改定、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給ならびに取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入につきましてご承認賜りたいと存じます。

1.　取締役および監査役の報酬額の改定および取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして付与するための報酬等上限枠の設定について

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成12年６月29日開催の第46回定時株主総会において取締役は「月額2,700万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）」、監査役は「月額500万円以内」としてご承認いただき、現在に至っております。また、別枠で、平成19年６月25日開催の第53回定時株主総会において、当社取締役に対する報酬として年額7,000万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行する旨ご承認いただき、今日に至っておりますが、機動的な報酬政策が可能となるよう、取締役および監査役の報酬額等について下記のとおり改定するものであります。

(1) 取締役の報酬額等については、月額を年額に改め350百万円以内とするとともに、上記の金銭による報酬額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

(2) 監査役の報酬額については、月額を年額に改め80百万円以内とし、そのすべてを固定型の月例金銭報酬とさせていただきたいと存じます。

なお、第３号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名、監査役は５名となります。

2.　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について

(1) 本総会終結の時をもって、役員の退職慰労金制度を廃止いたします。なお、社外監査役の退職慰労金制度については、すでに平成18年６月23日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(2) 本制度の廃止に伴い、第３号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役 髙島征二、石川國雄、酒井輝隆、鈴木喜晶、杉田裕次、髙橋勝巳、渡邉隆之、矢挽　晃ならびに任期中の監査役 池田定雄、岩田光昭の各氏に対し、当社所定の基準に従い、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その

具体的金額、方法等につきましては、取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期は、各取締役および各監査役の退任の時以降といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
髙　島　征　二	平成14年６月　代表取締役専務 平成15年６月　代表取締役社長 平成20年６月　代表取締役会長（現在）
石　川　國　雄	平成19年６月　代表取締役副社長 平成20年６月　代表取締役社長（現在）
酒　井　輝　隆	平成14年６月　取締役 平成16年６月　常務取締役 平成19年６月　専務取締役（現在）
鈴　木　喜　晶	平成14年６月　取締役 平成16年６月　常務取締役（現在）
杉　田　裕　次	平成15年６月　取締役 平成17年６月　常務取締役（現在）
髙　橋　勝　巳	平成18年６月　取締役 平成19年６月　常務取締役（現在）
渡　邉　隆　之	平成19年６月　取締役 平成20年６月　常務取締役（現在）
矢　挽　　晃	平成18年６月　取締役 平成20年６月　常務取締役（現在）
池　田　定　雄	平成16年６月　常勤監査役（現在）
岩　田　光　昭	平成20年６月　常勤監査役（現在）

3.　取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入について

（1）目的

取締役に対する報酬制度について、企業価値向上への意欲を一層高めるため、長期インセンティブとして株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てることといたします。

なお、本議案の承認可決後は、株主総会においてご承認いただいた金額の範囲内で、毎年、会社法第236条、第238条および第240条にもとづき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てる予定です。

（2）新株予約権の概要

①　新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）における新株予約権１個当たりのブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計が50百万円以内となる範囲内とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行うことにより、目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権割当日の翌日から20年以内とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決議する当社取締役会において定める。

<ご参考>

取締役を兼務しない執行役員に対しても、同様の内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定であります。

第８号議案　従業員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき、当社従業員および当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1.　特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員および当社子会社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2.　新株予約権割当の対象者

当社従業員および当社子会社の取締役とする。

3.　本総会の決定にもとづいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式550,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

5,500個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。（ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金

額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年７月１日から平成25年６月28日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社従業員および当社子会社の取締役の地位にあることを要する。

ただし、当社従業員が定年退職した場合、当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

② その他の条件については、取締役会決議にもとづき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
(8) 新株予約権の取得事由および条件
① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
② 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

   〔議決権行使サイトURL〕 http://www.webdk.net

   ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

4. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

6. インターネットによる議決権行使の手順について

(1) パソコンをご利用の場合

1. 議決権行使サイトへアクセスおよびログイン

①パソコンから会社指定の議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしてください。
②議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力し、ログオンボタンをクリックしてください。
※最初のログオン時には自動的にパスワード変更の画面に移りますので、新しいパスワードを登録後に議決権行使画面へボタンをクリックしてください。

2. 議決権行使

①インターネット議決権行使画面の利用ガイド（議決権行使に際してのご注意）をご覧いただき次へボタンをクリックしてください。
②画面に表示された会社名および議決権の数等をご確認のうえ、議案賛否の方法（全ての議案に賛成・議案毎に行使）を選択してください。
※この画面から株主総会参考書類および添付書類をご覧になることができます。
③②で「全ての議案に賛成」を選択された場合は議決権行使確認画面に移ります。
また、「議案毎に行使」を選択された場合、議案の賛否をご入力いただき次へボタンをクリックしてください。
④行使の内容を確認し、送信ボタンをクリックしてください。

3. 完了

(2) 携帯電話をご利用の場合

1. 議決権行使サイトへアクセスおよびログイン

①携帯電話から会社指定の議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしてください。
②議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力し、ログオンボタンをクリックしてください。
※最初のログオン時には自動的にパスワード変更の画面に移りますので、新しいパスワードを登録してください。

2. 議決権行使

①メインメニュー画面の利用ガイド（議決権行使に際してのご注意）をご覧いただき戻るボタンをクリックしてください。
②メインメニュー画面の「議決権行使画面へ」を選択し、議案賛否の方法（全ての議案に賛成・議案毎に議決権を行使）を選択してください。
③②で「全ての議案に賛成」を選択された場合は、全議案賛成確認画面から送信ボタンをクリックしてください。
④②で「議案毎に議決権を行使」を選択された場合、個別行使入力画面から議案の賛否をご入力いただき次へボタンをクリックしてください。
その後、個別行使確認画面で行使の内容を確認し、送信ボタンをクリックしてください。

3. 完了

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、 Microsoft® Internet Explorer5.5SP2 以上または Netscape6.2 以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoft は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
Netscape は、米国およびその他の諸国の Netscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

＜専用ダイヤル＞　　0120-186-417（24時間受付）

＜用紙の請求等、その他のご照会＞0120-176-417（平日午前 9 時～午後 5 時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

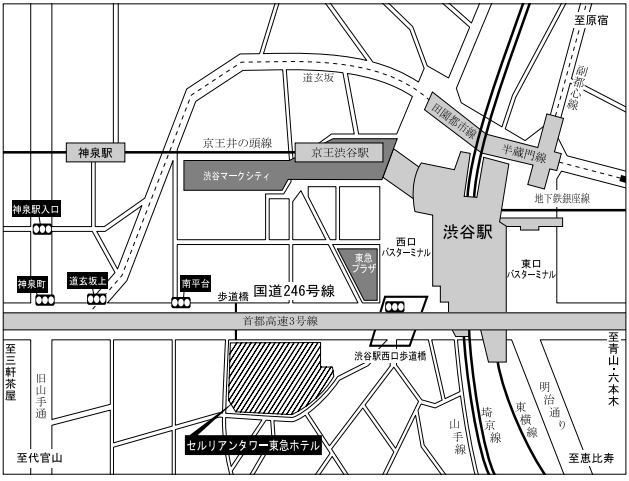

会　　場

東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル
地下２階　ボールルーム
　電 話（03）3476－3000（代）
渋谷駅下車徒歩５分

お　願　い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。